# 大正・昭和期日本における海洋生物保護の展開 一ラッコ・オットセイを中心に—

國學院大學 非常勤講師

髙橋 亮一

#### 1、研究目的

本研究の目的は、大正・昭和期日本における海洋生物保護の展開過程について、ラッコ・ オットセイ生物保護を事例として明らかにすることである。

ラッコ・オットセイは、その毛皮に高い金銭的価値が付されたことから、19世紀後半より日本、ロシア、アメリカ、イギリスの猟業者によって濫獲され、絶滅の危機に瀕した。これを受けて日露英米4ヶ国は、海獣の毛皮から得られる金銭的利益を失わないようにするために、1911年7月7日にオットセイ保護国際条約を締結し、北緯30度以北の太平洋全域における海獣猟業の全面禁止に合意した。それ以降、1957年2月9日に「北太平洋のおっとせいの保存に関する暫定条約」を調印するまで、日露(ソ)英米4ヶ国は生物保護に関する国際的な枠組みの維持に努めたものの、この期間において日本がどのような活動を行ったのかについては、通説では看過されてきた。この条約の運用過程を考察していくことは、海に関する国際政治の展開過程を歴史的に振り返るとともに、海の豊かさを守るために日本が取るべき指針や姿勢を再検討することにつながる。

### 2、分析手法

本研究では、海獣保護に関する日本外務省と農商務省(1925年~農林省)の政策決定過程に注目した。ここに、オットセイ保護国際条約の締約国であるロシア(ソ連)、アメリカ、イギリスとの国際関係の展開も考慮した。分析にあたっては、『日本外交文書』や関係機関の公文書に加えて、英米露3ヶ国の関連史料を組み合わせた。

検討時期は、1911 年のオットセイ保護国際条約から、1957 年の「北太平洋のおっとせい の保存に関する暫定条約」までの46 年間である。

## 3、研究成果

日露英米 4 ヶ国は、1911 年にオットセイ保護国際条約に基づき、北緯 30 度以北の海上におけるオットセイの猟獲を全面禁止とし(日本のみ国内法でラッコ猟獲も禁止)、海獣群集地の調査や軍艦による巡視活動などの生物保護活動を展開した。しかし、1917 年のロシア革命によってロシア帝国が崩壊すると、日本人漁業者・猟業者たちは、シベリア出兵(1918~1922 年)に乗じて露領の海獣群集地に大挙して密漁(猟)に従事した。このことは、後年

の日ソ間において漁業と海獣保護に関する禍根を残した。

以上のような背景から、1926 年の保護条約改廃会議においては、日本政府はさらなる国際的地位の低下を避けるために、条約の延長に合意した。英米ソ側の現状維持姿勢に追随したことによって猟業の全面禁止が継続された結果、北海道の漁業は、オットセイの過剰繁殖と魚類の生態系破壊を受けて、1930 年代から獣害に悩まされた。これを受けて、北海道の漁業者は獣害を取り除くためにオットセイ保護条約破棄運動を展開した。日本政府は、自国の水産業を保全するために、オットセイ保護国際条約を破棄せざるを得なくなり、1941 年 10月 22日に条約を破棄した。

条約を破棄したことにより、日本は1942年春からオットセイ猟業を再開することができた。しかし、太平洋戦争下の情勢においては、海獣猟業は南樺太の一部でのみ操業するほかなかった。その猟業も、船舶用の燃料が枯渇したために、わずか1年あまりで中断を余儀なくされたのである。

その間、アメリカはカナダと米加海獣保護暫定協定を結び、ソ連と非公式に海獣保護に関する協力を取り付けて、オットセイ保護国際条約に代わる新たな海獣保護体制を構築し始めた。このことは、アメリカ主導の海洋生物保護を創出することにつながった。

第二次世界大戦が終結すると、アメリカは日本に進駐した際、日本の海獣猟業を米加海獣保護暫定協定に基づき全面禁止とした。ここに、日本の海獣猟業は再び制限され、1957年2月9日の「北太平洋のおっとせいの保存に関する暫定条約」以降、日本は国際社会の一員としてオットセイの生物保護に取り組まざるを得なくなったのである。

|      | 1911年                           | 1912~1926年                             | 1926年              | 1926~1940年        | 1941年                                | 1941~1945年       | 1945~1956年                    | 1957年                               |
|------|---------------------------------|--|--------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 国際関係 | オットセイ保護国際条約                     |  | オットセイ保護国際条約改訂会議と続続 | $\Longrightarrow$ | オットセイ保護<br>国際条約改訂<br>会議<br>破棄        | (太平洋戦争)<br>米加海獣保 | 護暫定協定                         | 「北太平洋の<br>おっとせいの<br>保存に関する<br>暫定条約」 |
| 海獣猟業 | 臘虎膃肭獣猟法<br>(1895年)に基づ<br>〈許可制猟業 | 臘虎膃肭獣猟獲禁止ニ関スル法律<br>(1912年〜現行法令)⇒全面禁猟措置 |                    |                   | オットセイ保護<br>国際条約履行<br>破棄通告<br>(1940年) | 海獣猟業の再<br>開(許可制) | アメリカ占領政策に基づく全面<br>禁猟→主権回復後も踏襲 |                                     |

#### 4、結論

大正・昭和期の日本における海洋生物保護は、オットセイ保護国際条約に基づいて展開したものの、国際協調に配慮した受動的なものであった。そのような姿勢が対象生物の過剰保護による弊害を生み出した。その弊害を取り除くために、日本政府は、1941年に海洋生物保護から撤退したものの、第二次世界大戦後には再び生物保護を行うこととなった。こうして、日本の海獣猟業は瓦解したのであった。